

## 平成 25 年度業務実績に関する評価（案）について

## 1 概 要

県立病院機構の平成 25 年度業務実績について、評価委員会は、地方独立行政法人法第 28 条に基づき評価を行う。

## 2 評価内容

区 分	評価内容の要旨
総 括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質の高い医療を提供し、そのための体制と環境づくりに取り組んできた成果が引き続き観察され、中期目標期間の最終年度として大きな成果を上げることができた。</li> <li>・ 5年連続の黒字決算や、医療従事者の確保努力も一定の成果を示しており、収支構造の改善と医療の質の向上の両方を目指す方向に適切に向かっており、評価できる。</li> </ul>
法人本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療従事者の確保については、定数にとらわれない柔軟な採用試験、離職の防止努力等により一定の成果をあげている。また、新たに創設された看護師修学資金制度では、73 人に対し修学資金の貸与を決定するとともに、修学生のうち 38 名が採用試験を経て採用内定したことは、大きな成果であり評価できる。</li> <li>・ 医師の海外研修、看護師・医療技術者の認定研修への派遣人数も増加傾向となっており、専門研修、事務職員研修においても、職員からの要望を取り入れた新たなメニューが付け加わるなど、職員の経験や役職等に応じた人材育成プログラムが展開されている。</li> <li>・ プロパー職員の専門性を向上させるための、本部・各病院間のバランスの取れた人材配置、人事ローテーションによる適材適所の人材活用は、職員の資質及びモチベーションの向上に大きく寄与することから、早期の実践が期待される。</li> <li>・ 県立病院として、県民が期待する機能を果たしていることについての説明責任・透明性の確保のため、今後も様々な試みを積み重ねていくことが望まれる。</li> </ul>
3 病院 共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師事務作業補助者や看護助手の配置、看護師 2 交代制の実施、院内保育所の整備等、就労環境の改善への取組がされ、評価できる。</li> <li>・ 東日本大震災を契機に、3 病院で既存の災害対応マニュアルの改訂が行われており、評価できる。</li> <li>・ 特定分野（麻酔科、精神科、放射線科等）での医師不足解消、看護師の必要数の確保努力が引き続き必要である。</li> </ul>

区 分	評価内容の要旨
総合病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内医療機関の中核的病院として、循環器病、がん治療、救急医療を3本柱として、高度専門医療や救急・急性期医療を提供し、その結果、大学病院に準じた機能を持つDPC病院群Ⅱ群に指定され、機能評価係数Ⅱが高いレベルであることは、評価できる。</li> <li>・ 24時間365日体制で重篤患者の受入れを行うため、救急専門医の確保と施設改修・機器整備を行い、平成25年7月1日付けで県から救命救急センターの指定を受けたことは、高く評価できる。</li> </ul>
こころの医療センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神科救急・急性期医療の提供や、在宅医療、先端医療、司法精神医療など、精神医療分野において他の医療機関では対応困難な総合的かつ高水準な医療を提供しており、高く評価できる。</li> <li>・ 精神科救急ダイヤルでは、24時間体制で全県の患者・家族から電話で相談を受け、必要な受診の助言等を行っているが、広報の効果により多くの利用があったことは評価できる。</li> </ul>
こども病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本でも有数の小児専門病院として県内外の患者に利用され極めて高い業績を上げており、こどものための総合的な医療を提供する病院として信頼されており、高く評価できる。</li> <li>・ 平成25年6月に小児救急センターを開設し、救急総合診療科及び小児集中治療センター（PICU）を中心に、24時間365日を通して全県下における1次から3次までのすべての小児救急患者の受入を行うなど、高い信頼と評価を得ている。</li> </ul>

### 3 今後の対応

- ・ 評価委員会は評価結果を県立病院機構に通知するとともに、知事に対し報告する。知事は、県民に評価結果を公表する。
- ・ 知事は、9月県議会に評価結果を報告する。

(参考) 地方独立行政法人法

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。